計画策定の背景と趣旨

様々な事情により保護者の適切な養育を受けられないこどもは、公的責任で社会的に保護 し養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行う必要があり、これを「社会的 養護」といいます。

我が国における社会的養護に係る施策は、これまでこどもを取り巻く環境の変化に伴い、 累次の見直しが行われており、平成23年に厚生労働省の社会保障審議会児童部会社会的養育 専門委員会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」等を踏まえ、里親等への委託や施 設の小規模化・地域分散化を推進するための都道府県計画の策定が求められ、本県では平成 27年3月に現行計画の前身となる「山形県家庭養育推進計画」を策定しています。

平成 28 年には、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった児童福祉法の理念規定が改正され、「こどもが権利の主体であること」が位置づけられるとともに、こどもの「家庭養育優先原則」が明記されました。

この児童福祉法の抜本的な改正を受けて、平成29年8月に、厚生労働省が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、市区町村におけるこども家庭支援体制の構築、児童相談所の体制強化、里親への包括的支援体制の構築、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、こどもの自立支援など、改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されました。

平成30年7月には、国が「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を示し、改正児童福祉法の理念の下、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組みを推進していくための新たな都道府県計画の策定を求め、それを受け、本県においては山形県家庭養育推進計画を見直し、令和2年3月に「山形県社会的養育推進計画」(以下「計画」という。)を策定したところです。

一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)施行前の平成11年度の11,631件に比べ、令和3年度には207,660件と約17.9倍に増加しているなど、こどもの養育に困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきている状況にあることから、令和4年の児童福祉法改正により、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進することとされました。

都道府県には、この令和4年の改正児童福祉法の内容を計画に適切に反映した上で取組みを推進することが求められており、本県では、これまでの取組状況と課題等を踏まえ現行計画の必要な見直しを行い、社会的養育の更なる推進を図るための新たな計画を策定するものです。

新しい社会的養育ビジョン

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

経 緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会(※)で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長: 国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長)

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要があり、その工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

- ・ 遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- ・ 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。)
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

18

<出典:こども家庭庁資料「社会的養育の推進に向けて」>

【参考】「新しい社会的養育ビジョン」における用語の解説(同ビジョンより抜粋)

『社会的養育』

社会的養育の対象は全ての子どもであり、家庭で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、 その胎児期から自立までが対象となる。そして社会的養育は、子どもの権利、子どものニーズを優先 に、家庭のニーズも考慮して行われなければならない。

全ての子どもやその家族、特に虐待を受けたり貧困状態にある子どもやその家族に対して、虐待や 貧困の世代間連鎖を断ち切れるようなライフサイクルを見据えた社会的養育システムの確立が求めら れている。

新たな社会的養育という考え方では、その全ての局面において、子ども・家族の参加と支援者との 協働を原則とする。

『社会的養護』

通常の養育支援や子どもへの直接的な支援は、保護者とサービス提供者の契約で行われているため、開始と終了が保護者の判断や意向に委ねられている。一方、保護者や子どもの意向を尊重しつつも、子どもの成長発達の保障のためには、確実に保護者の養育支援ないし子どもへの直接的な支援を届けることが必要であると行政機関が判断する場合がある。この場合、サービスの開始と終了に行政機関が関与し、子どもに確実に支援を届けるサービス形態を社会的養護と定義する。

また、保護者と子どもの分離が必要な事情があり、分離した後の代替養育を公的に保障しサービスを提供する場合は、措置・契約の形態如何にかかわらず、社会的養護に含める。児童相談所の行政処分(在宅指導措置を含む)はもとより、自立援助ホーム、契約入所の障害児施設、ショートステイ、母子生活支援施設も含まれる。

『代替養育』

社会的養護には、保護者と分離している場合と分離していない場合の両者を含むが、分離している場合を特に代替養育と呼ぶ。